

令和6年能登半島地震 被災者の方へ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます

【対象者】

災害救助法適用地域に住所がある方で、有効期間の末日が令和5年12月29日から令和6年6月29日までの方は、運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

【延長後の更新手続きについて】

運転免許証の有効期間が延長された方については、令和6年6月30日までに、運転免許の更新手続きをしてください。



運転免許証等再交付手数料が免除されます

【対象者】災害救助法適用地域に住所がある方又は被災時に住所があった方で、適用地域から都内に避難・転居してきた方の運転免許証・運転経歴証明書・仮運転免許証の再交付手数料が免除されます。

【免除期間】令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間

(注) 再交付手数料は免除されますが、再交付申請時に記載いただく申請書に貼付する写真については、ご自身でご用意いただくか、各運転免許試験場に設置している有料のスピード写真機をご利用いただく必要があります。

詳しくは、警視庁ホームページをご確認ください。

災害救助法適用地域

(令和6年1月1日現在)

【新潟県】新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

【富山県】富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

【石川県】金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

【福井県】福井市、あわら市、坂井市

警視庁運転免許本部
Tel 03-6717-3137 (代表)

府中運転免許試験場 Tel 042-362-3591
鮫洲運転免許試験場 Tel 03-3474-1374
江東運転免許試験場 Tel 03-3699-1151

